

議案第 1 2 号

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町介護保険条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 1 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

第 8 期介護保険事業計画に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険第 1 号被保険者の介護保険料の額を改めるため提案するものである。

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「40,500円」を「39,600円」に、第2号中「55,080円」を「59,400円」に、第3号中「60,750円」を「59,400円」に、第4号中「72,900円」を「71,280円」に、第5号中「81,000円」を「79,200円」に、第6号中「97,200円」を「95,040円」に、第7号中「105,300円」を「102,960円」に、「200万円」を「210万円」に、第8号中「121,500円」を「118,800円」に、「300万円」を「320万円」に、第9号中「137,700円」を「134,640円」に、「400万円」を「430万円」、第10号中「153,900円」を「150,480円」に改め、同条第2項中「令和元年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、同項第1号中「24,300円」を「23,760円」に、第2号中「40,500円」を「39,600円」に、第3号中「56,700円」を「55,440円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。